

第1 請求の内容

1 請求人

春日井市〇〇〇〇〇〇〇〇

原田 芳裕

2 請求書の提出

令和6年8月14日

3 請求の内容

本件請求の要旨は、請求書、事実証明書、陳述の内容から次のとおりであると解した。

(1) 請求の趣旨

ア 水道水や土壌・河川などの環境中に含まれる有機フッ素化合物(以下「PFAS」という。)が国内外で問題となり、日本では令和2年4月から水質管理上留意すべき項目として、PFASの一種であるペルフルオロオクタンスルホン酸(以下「PFOS」という。)及びペルフルオロオクタン酸(以下「PFOA」という。)を「水質管理目標設定項目」に位置付け、暫定の目標値をPFOSとPFOAの量の和で0.00005mg/L(50ng/L)以下に設定している。春日井市においてはPFOS及びPFOAの水質検査を令和3年4月から定期的に行い、公表している。

イ 市は、令和5年4月20日から令和6年3月15日までを契約期間としてA社と締結した水質検査業務委託契約(以下「当初契約」という。)に基づき、令和5年8月1日に採水し実施したPFOS及びPFOAの水質検査(以下「8月1日水質検査」という。)において、町屋送水場、町屋第3水源、町屋第6水源で得られた24ng/L、60ng/L、56ng/Lという検査結果を未だにホームページ上で公表していない。その理由として、令和5年8月1日時点で町屋第4水源が故障して水中ポンプが停止していたことにより町屋第3水源が42%減、町屋第6水源が46%減の取水量調整をしていたことにあると推測できるが、国の暫定目標値を超えた事実を公表しない正当な理由にはならない。PFASは既に社会問題であり、住民はその住んでいる地域の状況を的確に知る権利がある。本件のように、国の暫定目標値を超えた事実を市の一方的な判断や理由付けで公表しないことは、PFASに対する社会的関心や市民の関心の広がりから見ても決して許されないことであり、問題である。市は、「※第4水源の水中ポンプ停止にともなう取水量調

整中の結果です。(調整日 7 月 28 日、第 3 水源:△42% 第 6 水源:△46%)」などの文言を付してホームページ上に公表すべきである。

ウ 8 月 1 日水質検査の速報値が A 社から市に報告があった令和 5 年 8 月 7 日の翌日に配水管理事務所職員と A 社社員とで「令和 5 年度 8 月の進捗状況及び試料の追加依頼について」という事項で打合せが行われ、追加の P F O S 及び P F O A の検査の受入れ時期や追加に伴う契約変更などについて協議された。当初契約には、委託契約約款第 19 条、第 25 条、第 30 条などに業務委託料の変更や設計図書の変更など契約変更の手続き等に関する規定があり、P F O S 及び P F O A の追加検査をするためには、当初契約の契約変更の手続きをもって行うべきであったことは、市も A 社も認識していたのは明白である。このように契約変更の手続きを進めていたはずが、令和 5 年 8 月 15 日になって「追加検査について、水質検査業務委託内での試料数量の変更ではなく別契約での対応とします。」となり、数社から見積した後に令和 5 年 8 月 18 日付で A 社と「件名:水質検査業務委託(P F O S / P F O A)」契約(以下「別契約」という。)が締結された。当初契約及び委託契約約款は春日井市契約規則(昭和 40 年春日井市規則第 6 号)と春日井市契約に係る標準書式等に関する規程(平成元年春日井市訓令第 1 号)に準じた様式で締結されており、当初契約の委託契約約款で定めた契約変更手続きを経ずに新たな別契約を結ぶことは法令に違反して事務を処理することであり、その結果として締結された別契約は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 16 項及び第 17 項により無効である。

エ 当初契約は、令和 5 年度春日井市水道水質検査計画に基づいて、法令に即して締結されたものであり、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために不可欠なものとするためにも、委託契約約款や委託契約約款第 1 条にある設計図書として、「水質検査業務委託仕様書 令和 5 年度 春日井市上下水道部 配水管理事務所」の定めがあるが、別契約は「別添約款により契約を締結し、」という文言がないことから委託契約約款や設計図書としての仕様書の定めによらずに運用してもよいと考えられる。別契約が当初契約の委託契約約款や令和 5 年度水質検査仕様書の定めによって運用されないことは、極めて水質検査の安全性が不安定で担保されない委託契約と言わざるを得ない。別契約は水質検査の質が担保されない恣意的な運用が許されるものとなるため、その契約締結は不当なものである。

オ 適法な契約変更手続きによらず、極めて水質検査の安全性が不安定で担保されない別契約により町屋送水場、町屋第 3 水源、町屋第 6 水

源のみ令和5年8月21日に採水し直したPFOS及びPFOAの水質検査(以下「8月21日水質検査」という。)の結果が市のホームページに公表されている。信頼性の低い水質検査の結果が公表されていることは、不当な契約締結であることに付随して財務会計上の不当な行為と言わざるを得ない。別契約に基づいて行われた水質検査の結果を公表したが故に、当初契約に基づいて行った8月1日水質検査の結果を公表しなかったとすれば、それは別契約の締結と履行が不当なものである以上、それに付随して財務会計上の不当な行為といえる。

カ 8月21日水質検査は、別契約に基づいて実施されたものであり、224,400円の費用が別途かかっている。この別契約は、無効又は不当な契約締結であるから、それに伴って支出された224,400円は、不当な公金の支出であることは当然の帰結である。

キ 8月1日水質検査において、それぞれ町屋送水場、町屋第3水源、町屋第6水源で得られた結果は、令和5年8月8日に春日井市長に報告されている。市長は、町屋第3水源と町屋第6水源の結果が国の暫定目標値を超えているという事実があり、その報告を受け、かつ、市のホームページ上で公表されていないことを認識できる状況でありながら、令和5年9月26日の春日井市議会定例会の一般質問において、「引き続き水質検査の結果を公表するとともに、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。」と答弁している。国の暫定目標値を超えた結果が出ているにも関わらず未だに市のホームページに公表されていないことから、PFOS及びPFOAの水質検査結果の公表に関して答弁したことが明白な虚偽のまま実行されていない状態であり、問題である。

ク PFOS及びPFOAに関する市のホームページについて、事実と異なる記述がある。「令和4年8月から9月に実施した水質検査では、町屋水源の一部の井戸水において、PFOS及びPFOAが含まれていることを確認しました。」という記述について、市が公表しているPFOS及びPFOAの結果では、令和4年8月の町屋第3水源と令和4年9月の町屋第6水源で国の暫定目標値を超えていることが明白であり、一部正しいといえるが、令和5年5月にも町屋第6水源で国の暫定目標値を超えていることを述べていない。また、「PFOS及びPFOAが含まれている」ということは少しでもPFOS及びPFOAが含まれているのであれば、10ng/L、20ng/L であっても「PFOS及びPFOAが含まれている」ため、事実とは異なる。特に令和5年8月については、国の暫定目標値を超えた結果が公表され

ず、別契約によって検査された結果が公表されている点では事実と異なるのは明白であり、不当な契約の締結と履行に伴った結果なのだから、この記述は財務会計上の不当な行為といえる。

(2) 措置要求

ア 春日井市長 ○○、配水管理事務所 ○○所長、○○所長補佐、○○主査及び上下水道経営課 ○○主査は、連帯して別契約に係る支出224,400円(以下「本件支出」という。)を市に返納すること。

イ 春日井市長は、令和5年8月1日に町屋送水場、町屋第3水源、町屋第6水源から採水して得られたPFOS及びPFOAの結果、それぞれ24ng/L、60ng/L、56ng/Lを当時の採水時の条件も付して市のホームページ上で公表すること。

ウ 市のホームページのPFOS及びPFOAに関する表記を事実に対応した内容に修正する措置をとること。

第2 要件審査

本件請求は、地方自治法第242条に規定する要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和6年9月13日請求人は陳述を行った。なお、追加の証拠の提出はなかった。

2 監査対象事項

8月21日水質検査の実施にあたり当初契約の契約変更によらず別契約を締結したこと及び別契約に基づいて実施された8月21日水質検査の精度や信頼性が担保されていないことが違法・不当な契約の締結及び履行であり、また、本件支出が違法・不当な公金の支出であると認められるか否かを監査対象とした。

なお、地方自治法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長等又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって、当該普通地方公共団体の被った損害に対し、請求に理由があると認めるときは必要な措置を講ずべきことを勧告し、その損害を補填させ、又は損害の発生を未然に防止させることを目的としている。請求人は、令和5年8月1日に町屋送水場、町屋第3水源、町屋第6水源から採水して

得られたP F O S 及びP F O Aの結果、それぞれ24ng/L、60ng/L、56ng/Lを当時の採水時の条件も付して市のホームページ上で公表すること、市のホームページのP F O S 及びP F O Aに関する表記を事実即した内容に修正することを求めているが、これらは財務会計上の行為に当たらず、監査の対象とはならない。

3 監査対象部局調査

本件請求に係る事務を執行した上下水道部の職員(上下水道部長、配水管理事務所長、上下水道経営課長等)に対して説明を求め、調査を行った。

第4 監査の結果

1 確認した事実

上下水道部への調査及び関係資料等により、次のとおり確認した。

(1) 水源から配水までの系統について

町屋水源は現在、第1水源から第6水源の6か所の深井戸を水源としている。これらの深井戸から揚水された原水は、町屋送水場で浄化され、全量が桃山配水場へ送水され、県営水道から受水した浄水と混合されたのち、水道水として各家庭に供給されている。

(2) 水質検査について

ア 市は、適正な水質管理を行うため、毎事業年度の開始前に水道水質検査計画を策定し、法令に基づく項目に加えて水質管理等に必要な項目や検査頻度を設定し、水源から家庭の給水栓に至る過程(水源、浄水場、配水場及び給水栓)で水質検査及び水質監視を行っている。

イ 国では、令和2年4月から水質管理上留意すべき項目として、P F O S 及びP F O Aを「水質管理目標設定項目※」に位置付けている。市は、水道水質検査計画に基づき、P F O S 及びP F O Aの水質検査を実施し、各水源での検出程度に応じて年1回から年4回の監視を実施している。

※厚生労働省健康局長通知(平成15年10月10日健発第1010004号〔最終改正令和4年3月31日生食発0331第3号〕)により浄水中で一定の検出の実績はあるが、毒性の評価が暫定的であるため水質基準とされなかったもの、又は現在まで浄水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されてはいないが、今後、当該濃度を超えて浄水中で検出される可能性があるもの等水質管理上留意すべき項目

(3) 当初契約の概要について

委 託 名 水質検査業務委託

委託内容 地下水：農薬類35項目 2検体(年2回)

地下水：嫌気性芽胞菌 12検体(年4回)

地下水及び水道水：P F O S 及び P F O A 36検体(地下水15検体、水道水21検体)

水道水及び標準液(精度確認)：臭素酸 2検体(年1回)、
ジェオスミン 2検体(年1回)、

2-メチルイソボルネオール 2検体(年1回)

契約方法 指名競争入札(6者)

契 約 日 令和5年4月19日

契約期間 令和5年4月20日から令和6年3月15日まで

契約金額 4,290,000円

相 手 方 A社

(4) 8月21日水質検査に係る経緯について

ア 令和5年7月28日に町屋第4水源の取水ポンプが突発的に故障停止したことに伴い、市は、町屋送水場の浄水水質への負荷を低減する目的で、同日に町屋第3水源及び第6水源の取水量制限を行った。

イ アの運転変更により、市は、町屋水源の6か所の深井戸を原水とする町屋送水場の浄水の水量や水質が通常稼働(7月28日以前)の状態ではなくなったと判断し、8月1日に予定していた採水の延期を検討した。しかしながら、他の検査試料の引き渡しを予定していたことから、一部の試料の引き渡しを延期することで生ずる相手方の損害に対する懸念や取水量制限を行った状態での水質検査結果を把握する有用性を総合的に勘案し、予定どおり8月1日に採水することとし水質検査を実施した。

ウ 8月9日に故障停止していた町屋第4水源が復旧し、8月15日に取水量制限を解除した。

エ 町屋水源の取水量制限を実施していた時期に、市は、桃山配水場における運用方法の見直しとして、配水区全域に均一な水質の水道水を供給するため、桃山配水場内の4つの配水池間をつなぐ連絡管のバルブ設備の開度調整を8月21日まで行った。

オ 桃山配水場から供給される水道水については、当初契約において8月29日に採水を行うことが予定されていた。桃山配水場の水道水は(1)に記載のとおり、町屋水源(原水)から町屋送水場(浄水)を経て供給されるが、エのとおり調整を行ったことにより、8月29日に採水される水道水の検査は、調整前に実施された8月1日水質検査(町屋第3水源及び第6水源の原水及び町屋送水場の浄水)と異なる条件下における検査となることとなった。そのため市は、新たな検査が必要であると

判断し、8月21日に採水することとし水質検査を実施した。

(5) 別契約の概要について

委 託 名 水質検査業務委託(PFOS及びPFOA)

委託内容 PFOS及びPFOA 3検体

契約方法 随意契約(3者による見積合わせ)

契 約 日 令和5年8月18日

契約期間 令和5年8月21日から令和5年9月15日まで

契約金額 224,400円

相 手 方 A社

(6) 当初契約及び別契約について

ア 受託者の条件について

(ア) 当初契約の仕様書には、受託者の条件として、水道法(昭和32年法律第177号)第20条の4に基づく登録検査機関であること、水道GLPの認定を受けた水質検査機関であること及び厚生労働省実施の令和4年度水道水質検査の精度管理に参加していることと明記されており、これらの条件を満たしていることを確認できる書類の写しを受託条件適合状況報告書に添付することとされていた。

(イ) 別契約には、契約書類に受託者の条件を記載した記録は存在しなかった。しかしながら、見積徴収の依頼先は、当初契約の応札者であった6者のうちの3者であった。

(ウ) 当初契約及び別契約の契約相手方であるA社は、(ア)の当初契約の受託者の条件をすべて満たす者であった。

イ 検査・試験方法について

(ア) 当初契約の仕様書には、PFOS及びPFOAの検査・試験方法のよるべきものとして、地下水については「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について(平成15年10月10日健水発第1010001号)」が明示されていた。

(イ) 別契約には、契約書類に検査・試験方法を記載した記録は存在しなかった。

ウ 水質検査結果について

当初契約及び別契約の水質検査結果書にはいずれも「厚生労働省健水発第1010001号(平成15年10月)に定める方法により検査を実施した」と記載されており、各々の水質検査に係る根拠資料が添付されていた。

(7) 別契約の締結に係る判断について

ア 市は、当初契約の委託契約約款第19条に規定される「必要があると

認めるときは、設計図書又は業務に関する指示の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。」については、必ずしも変更しなければならないものとはされていないと解釈していた。

イ 市は、追加の検査を実施するにあたり、A社に当初契約の内訳単価の確認を行った。8月10日に内訳書が提供され、それによるとP F O S及びP F O Aの検査項目単価は1検体あたり70,000円であった。

ウ 市が当初契約を設計するにあたり採用した同様の検査項目の単価は、1検体あたり60,000円であり、これは、設計時の採用単価を決定するために5者から参考として徴収した見積のうち、最も安価であったB社の単価であった。

エ 春日井市契約規則に基づいた「入札・契約に関する手引書」第10章第1節の1によると、契約変更については、当初に競争入札により契約した場合は、工事及びコンサル系委託を除き、その契約条件を変更することは認められないとされている。

オ そのため市は、公平性、競争性の観点から当初契約の相手方であるA社、当初契約を設計するにあたり参考として徴収した見積が最も安価であったB社及び当初契約の応札者のうちから1者の計3者による見積合わせを行うことが、最も適当であると判断した。

(8) 上下水道事業の契約事務について

春日井市水道事業及び公共下水道事業会計規程(平成26年春日井市水道事業管理規程第1号)第108条の規定により春日井市契約規則を準用することとされている。

(9) 別契約の支出事務について

春日井市水道事業及び公共下水道事業会計規程に基づき、令和5年9月28日に224,400円をA社に支払っていた。

2 判断

確認した事実等に基づき、本件請求に対して、次のとおり判断する。

(1) 8月21日水質検査の実施にあたり当初契約の契約変更によらず別契約を締結したことが違法・不当な契約の締結であるという主張について

契約変更について、地方自治法及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)には特段の定めはない。春日井市契約規則第37条には、契約担当者は、技術、予算その他やむを得ない理由があるときは、契約者と協議して契約の内容を変更することができる」と規定されている。「入札・契約に関する手引書」には、契約条件の変更を当初入札に付するときになしていたとす

れば他にもっと有利な入札をした者があったかもしれないとの理由から、当初に競争入札に付した契約条件を変更することは認められないとされている。契約内容を変更する必要が生じたことにより契約方法を検討する際には、その理由が春日井市契約規則第37条に合致することはもとより、競争入札に付した契約においては競争を原則とする契約方法を採用した趣旨に鑑み慎重に判断することが求められる。

上下水道事業の契約事務においては、「第4 監査の結果 1 確認した事実」(以下「1 確認した事実」という。)(8)のとおり春日井市契約規則を準用することから、本件においても同様の判断が求められる。

市は「1 確認した事実」(4)のとおり新たに水質検査を実施することとし、この水質検査を実施するにあたっては当初契約の契約方法が競争入札によるものであったことから「1 確認した事実」(7)のとおり検討した結果、別契約としていた。請求人は、当初契約の委託契約約款で定めた契約変更手続きを経ずに新たな別契約を結ぶことは法令に違反して事務を処理することであると主張しているが、前述のとおり地方自治法及び地方公営企業法には契約変更についての定めはなく、また、別契約の締結に至るまでの市による一連の検討は、経済的合理性や公平性・競争性の観点から総合的になされており、契約変更によらず改めて見積徴収して価格を比較し別契約を締結することとした判断は妥当であったといえる。

したがって、別契約が違法・不当な契約の締結であったとは認められない。

なお、当初契約の委託契約約款は市の標準的なものであり、第19条、第25条及び第30条の規定は、契約変更を行う場合の事務手続きについて定めており、別の契約を締結することを妨げるものではない。

- (2) 別契約に基づいて実施された8月21日水質検査の精度や信頼性が担保されていないことが違法・不当な契約の履行であるという主張について

「1 確認した事実」(6)によると、別契約には契約書類に受託者の条件を記載した記録は存在しなかったものの、市は追加の検査を実施するにあたり、見積を当初契約の応札者であった6者のうち3者に依頼していた。なお、別契約の相手方は当初契約の相手方と同一であった。

また、別契約に基づいて実施された水質検査結果書には、厚生労働省健水発第1010001号(平成15年10月)に定める方法により検査を実施したことが記載されており、水質検査に係る根拠資料が添付されていた。当初契約に基づいて実施された水質検査結果書においても検査方法について別契約と同一の記載がされており、水質検査に係る根拠資料が添付されていた。

これらのことから、受託者の条件や検査・試験方法において当初契約との差異は見受けられず、別契約に基づく水質検査の精度及び信頼性は当初契約に基づく水質検査と同等であると判断できる。

したがって、別契約の履行は適正なものであると認められる。

(3) 本件支出が違法・不当な公金の支出であるという主張について

本件支出について、別契約とした判断は(1)のとおり妥当であり、別契約の履行は(2)のとおり適正である。また、本件支出に係る財務会計事務は「1 確認した事実」(9)のとおり春日井市水道事業及び公共下水道事業会計規程に基づき行われたものである。

したがって、本件支出は適正な予算の執行であると認められる。

以上のことから、8月21日水質検査の実施にあたり当初契約の契約変更によらず別契約を締結したこと及び別契約に基づいて実施された8月21日水質検査の精度や信頼性が担保されていないことが違法・不当な契約の締結及び履行であるとする請求人の主張は認められない。また、本件支出が違法・不当な公金の支出であるとする請求人の主張も認められない。

3 結論

本件請求のうち、8月21日水質検査の実施にあたり当初契約の契約変更によらず別契約を締結したこと及び別契約に基づいて実施された8月21日水質検査の精度や信頼性が担保されていないことが違法・不当な契約の締結及び履行であり、また、本件支出が違法・不当な公金の支出であるとする請求人の主張には理由がないと認められるので、これを棄却する。

その余の請求については、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に当たらないため、これを却下する。

春日井市職員措置請求書(原文のまま記載)

春日井市職員措置請求書

春日井市長 ○○ 及び 春日井市配水管理事務所 ○○所長・○○所長補佐・○○主査及び上下水道経営課 ○○主査に関する措置請求の要旨。

1 請求の要旨

1. 措置請求の内容

- 一 春日井市長 ○○及び春日井市配水管理事務所 ○○所長・○○所長補佐・○○主査及び上下水道経営課 ○○主査は、連帯して、計 224,400 円を春日井市に返納せよ。
- 二 春日井市長は、ペルフルオロオクタンスルホン酸(P F O S)及びペルフルオロオクタン酸(P F O A)について、令和 5 年 8 月 1 日に町屋送水場、町屋第 3 水源、町屋第 6 水源から採水して得られた、それぞれ 24ng/ℓ 60ng/ℓ 56ng/ℓという結果を、当時の採水時の条件も付して市のホームページ上で公表すること。
- 三 市のホームページにおけるペルフルオロオクタンスルホン酸(P F O S)及びペルフルオロオクタン酸(P F O A)に関する表記を事実即した内容に修正する措置をとること。

2. 措置請求の理由

(前提 P F A S について 一)

- 一 国際的に、そして、日本全国において、水道水や土壌・河川などの環境中に含まれる有機フッ素化合物＝P F A S が問題となり、春日井市でも、P F A S の一種である、ペルフルオロオクタンスルホン酸(P F O S)及びペルフルオロオクタン酸(P F O A)の水質検査を令和 3 年四月から、定期的に行い、公表している。

有機フッ素化合物＝P F A S とは、フッ素を含む有機化合物の総称のことである。ペルフルオロオクタンスルホン酸(P F O S)とペルフルオロオクタン酸(P F O A)はその一種で、撥水性と撥油性を併せ持つ特異な性質を有しているこ

とから、これまで消火薬剤や表面処理などの用途に使用されてきた。

国際的には、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（P O P s 条約）において、製造、使用、輸出入を P F O S は制限、P F O A は禁止されている。そして、国内においては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律等で、P F O S と P F O A は第一種特定化学物質に指定され、製造、輸入が原則禁止、使用が制限されている。第一種特定化学物質とは、難分解性、高蓄積性及び長期毒性又は高次捕食動物への慢性毒性を有する化学物質のことであり、P F O S と P F O A をはじめとする有機フッ素化合物は、「永遠の科学物質」と呼ばれるほど、自然界や体内で分解されにくく、蓄積されやすい上に発がん性などの毒性も露わになりつつある。

日本では、令和2年4月から水質管理上留意すべき項目として、P F O S 及び P F O A を「水質管理目標設定項目」位置付け、暫定の目標値は、P F O S と P F O A の量の和で、1リットル当たり50ナノグラムに設定している。

春日井市では、令和3年4月から、定期的にP F O A と P F A S の検査を実施し、その結果を公表してきている【証拠書9】。その中には、国の暫定目標値が超えている事実もあるが、それも一部公表してきた（但し、後述するが、国の暫定目標値越えの結果を全て春日井市は公表してきたわけではない。）

また、日本全国で、水道水・河川・土壌などで相次いで国の暫定目標値を超えていることが報道され、社会的な問題として、国や地方公共団体に更なる規制などの対応も求められている。

（公文書開示請求等からの事実の整理 二から八 ※この住民監査請求は、請求者が公文書開示請求で得た公文書を主体の証拠としているため、そこから事実の整理を行うものである。）

二 春日井市は、令和5年8月1日に採水し、実施したペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S ）及びペルフルオロオクタン酸（P F O A ）の水質検査において、それぞれ町屋送水場、町屋第3水源、町屋第6水源で得られた、24ng/ℓ、60ng/ℓ、56ng/ℓ、という結果を、市のホームページ上で公表していない事実がある。（※以下、ペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S ）及びペルフルオロオクタン酸（P F O A ）は、特別な場合を除き、P F O S 及びP F O A ）

請求者が、「令和3年4月から令和5年12月まで、春日井市が、水道法第20条第3項の定めにより、登録検査機関へ委託して行った、全ての配水場（浄水場も含む）・水源・ポンプ場における、ペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S ）及びペルフルオロオクタン酸（P F O A ）の水質検査の記録の全て。・この記録には、登録検査機関が春日井市に提出した検査結果の根拠資料（クロマトグラム、濃度

計算書等)等も含む。・この記録には、源水(井戸水)・浄水・配水(水道水)・送水(水道水)も含む」という内容で公文書開示請求【証拠書 1】を春日井市に対して行ったところ、令和 6 年 2 月 9 日付けで公文書一部開示決定通知書【証拠書 2】を受け取り、手数料などを納め、かかる公文書を受け取った。

そして、かかる公文書を、春日井市が公表している P F O S 及び P F O A の水質検査の結果と、比較した結果、令和 5 年 8 月 1 日に採水した、それぞれ町屋送水場、町屋第 3 水源、町屋第 6 水源の結果が市のホームページ上に公表されていない事実が明らかになった。【証拠書 3～8】【証拠書 9】特に、町屋第 3 水源と町屋第 6 水源は、それぞれ 60ng/ℓ 56ng/ℓと、国の暫定基準値である 50ng/ℓ【証拠書 10】を超えていた事実【証拠書 3～4】【証拠書 6～8】も明らかになった。

実際に令和 5 年 8 月の春日井市が公表している P F O S 及び P F O A の検査結果は、町屋送水場が 18ng/ℓ、町屋第 3 水源が 32ng/ℓ、町屋第 6 水源が 47ng/ℓである。【証拠書 9】

三 春日井市は、町屋送水場・町屋第 3 水源・町屋第 6 水源のみ、令和 5 年 8 月 21 日に採水し直して P F O S 及び P F O A の追加調査を行い、その結果を市のホームページに公表した事実がある。

では、春日井市が令和 5 年 8 月の P F O S 及び P F O A の検査結果を、町屋送水場が 18ng/ℓ、町屋第 3 水源が 32ng/ℓ、町屋第 6 水源が 47ng/ℓと公表している根拠について事実を列举して述べる。

令和 6 年 2 月 9 日付けの公文書一部開示決定通知書【証拠書 2】により、請求者が受け取った公文書をさらに読み込んでいくと、町屋送水場・町屋第 3 水源・町屋第 6 水源のみ、令和 5 年 8 月 21 日に採水し直して P F O S 及び P F O A の水質検査が追加で行われていたことが分かった。【証拠書 13～15】。

具体的に言えば、まず、令和 6 年 8 月 23 日付で、かかる水質検査の受託者である△△から春日井市長宛てに「速報値について(報告)」という表題の文書が送られた【証拠書 11】。それによれば、P F O S と P F O A を合計した報告値は、それぞれ、町屋送水場が 0.000018 mg/L、町屋第 3 水源が 0.000032 mg/L、町屋第 6 水源が 0.000047 mg/L である。これを ng/ℓ(ナノグラム毎ℓ)に直すと、それぞれ、町屋送水場が 18ng/ℓ、町屋第 3 水源が 32ng/ℓ、町屋第 6 水源が 47ng/ℓとなる。

更に、その後の令和 5 年 8 月 29 日付で受託者から春日井市長に送られた「水質検査結果について(報告)」【証拠書 12】や、別紙である水質検査結果書【証拠書 13～15】、そして分析野帳【証拠書 16】から、それぞれ、町屋送水場が 18ng/ℓ、町屋第 3 水源が 32ng/ℓ、町屋第 6 水源が 47ng/ℓという結果を得ていることが確認できる。

これらの結果を見ても、春日井市が公表している令和 5 年 8 月のそれぞれ町屋

送水場・町屋第3水源・町屋第6水源のPFOS及びPFOAの数値【証拠書9】は、令和5年8月21日に採水して検査した結果【証拠書11～16】を根拠としているのは明白であり、事実である。

四 町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源のみ、令和5年8月21日に採水し直して行ったPFOS及びPFOAの追加検査は、224,400円の費用が別途かかっている事実。

請求者は、その後、かかるPFOS及びPFOAの追加検査に対する支出行為負担決議書とその添付書類を軸として、新たに春日井市に対して、公文書開示請求を行った。それに対して、春日井市から令和6年5月7日付で公文書一部開示決定通知書【証拠書17】が請求者に送られ、令和5年度水質検査業務委託（PFOA/PFAS）支出行為負担決議書・令和5年度水質検査業務委託 支出行為負担決議書・令和4年度水質検査業務委託 支出行為負担決議書 を請求者は受け取った。

それらによれば、令和5年8月21日に採水した、PFOS及びPFOAの追加検査は、令和5年8月15日付で歳出執行管理表【証拠書18】が起案され、その翌々日付で、支出負担行為決議書【証拠書20】が起案され、同日に決裁された。そして同年8月18日付で春日井市長宛に△△が請書【証拠書19】を提出した。これらの支出負担決議書や請書から、この追加検査の費用は224,400円【証拠書19】【証拠書20】であり、期間は令和5年8月21日から令和5年9月15日であることが分かる。

なお、この年の年度の水質検査業務委託の業務委託料は、支出負担行為決議書【証拠書21】、それに添付されていた委託契約書【証拠書22】から、4,290,000円であり、期間は令和5年4月20日から令和6年3月15日であることが分かる。この委託契約の受託者も△△である【証拠書22】。

五、春日井市が、町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源のみ、令和5年8月21日に採水し直してPFOS及びPFOAの追加検査を行った経緯の事実

請求者は、春日井市が、町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源のみ、令和5年8月21日に採水し直してPFOS及びPFOAの追加検査を行った経緯を知るために、令和6年5月30日付で改めて公文書開示請求を春日井市に対して行った。それに対し、請求者は令和6年6月13日付で公文書一部開示決定通知書【証拠書23】を春日井市から受け取り、かかる公文書を受け取った。

それら公文書によると、まず、市長副市長調整メモ【証拠書24】から、令和5年8月1日に副市長、翌令和5年8月2日に市長と、〇〇部長、〇〇所長が、①有機フッ素化合物の現在の状況、②追加 町屋第4水源故障に伴う対応の内容

で調整をしていることが分かる。その中で、副市長とは「第4水源が直るまで第3、第6水源を止めること」【証拠書24】の調整が為されたことが分かる。なぜ、町屋第3水源、町屋第6水源を止める調整が為されたかは、過去、PFOSとPFOSの合計が国の暫定目標値＝50ng/ℓ【証拠書10】を数回にわたって超えた【証拠書9】ことが契機であることは、十分に推察できる。また、市長からは、調整の中で、「(PFAS及びPFOSの) 検査結果が分かったらすぐに報告してください」【証拠書24】という、強い要望があったことが分かる。

協議の後、令和5年8月7日付で令和5年8月1日採水のPFOS及びPFOSの速報値【証拠書25】が春日井市にもたらされた。その内容は、町屋第3水源と町屋第6水源がそれぞれ60ng/ℓ 56ng/ℓと、国の暫定目標値＝50ng/ℓを超えたものであった。

その速報【証拠書25】がもたらされた翌日、配水管理事務所2F研修室において、春日井市配水管理事務所 所長補佐 ○○・主査 ○○と△△ 調査課長○○ が出席して、令和5年度8月の進捗状況及び試料の追加依頼について」という事項で打合せが行われた【証拠書26】。その打合せでは、追加のPFOS及びPFOSの検査の受入れ時期や、追加に伴う契約変更などについて、協議された。尚、この打合せ記録【証拠書26】は、メールで△△ 調査課長 ○○とも共有されている【証拠書27】。

しかし、実際には、追加のPFOS及びPFOSの検査は、契約変更ではなく、別契約【証拠書19】として行われた。これが別契約であることは、打合せ記録【証拠書28 ※○○主査の押印によるメモ書き】に、「追加検査について、水質検査業務委託内での試料数量の変更ではなく別契約での対応とします。」とあることから明白である。

そして、打合せ通り【証拠書27】、町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源は、令和5年8月21日に採水し直し、国の暫定目標値をいずれも下回った値が、春日井市のホームページに公表されている【証拠書9】。

六、令和5年8月1日に採水し、実施したPFOS及びPFOSの水質検査において、それぞれ町屋送水場、町屋第3水源、町屋第6水源で得られた、24ng/ℓ、60ng/ℓ、56ng/ℓ、という結果は、春日井市長に報告されていた事実がある。

令和6年7月8日付で請求者は、市長副市長調整メモ【証拠書24】にある内容を知るために、春日井市に新たな公文書開示請求【証拠書32】を行った。その結果、春日井市長に報告されたPFOS及びPFOSの水質検査の値が明らかになった【証拠書33】【証拠書34】。

それらによると、まず、令和5年8月8日に、令和5年8月1日に採水のPFOS及びPFOSの水質検査結果が「令和5年8月」として春日井市長に報告されている【証拠書33】。この段階で春日井市長は町屋第3水源と町屋第6水

源が国の暫定目標値を超えた検査結果であることを認識していた事実が分かる。

そして、同年9月1日には、「令和5年8月1日」「令和5年8月21日」と、採水日に項目が分かれてPFOS及びPFOAの水質検査結果が春日井市長に報告された【証拠書34】。8月21日の追加検査の値が明記され、「令和5年8月1日」欄に、※が付された上で、「※ 第4水源の水中ポンプ停止にともなう取水量調整中の結果です。(調整日7月28日、第3水源：△42% 第6水源：△46%)」とある。

七 春日井市長は、春日井市議会定例会の一般質問において、PFOS及びPFOAの水質調査結果の公表に関して、明らかな虚偽答弁を行った。

また請求者は、PFOS及びPFASについての、春日井市議会の議事録も調べた。すると、令和五年度春日井市議会第4回定例会において、令和5年9月26日に〇〇市議が行ったPFOS及びPFOAに関する一般質問に対して、春日井市長が「(前略)引き続き水質検査の結果を公表するとともに、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。」と答弁した【証拠書35】ことが分かった。

しかし、令和5年8月のPFOS及びPFOAの水質検査において、同年8月1日に採水した中で町屋第3水源と町屋第6水源が国の暫定目標値を超え【証拠書3～4】【証拠書6～8】、同年8月8日と、同年9月1日には春日井市長に、国の暫定目標値越えが報告【証拠書33～34】されている。その上、現在においても春日井市長に報告された国の暫定目標値越えの結果【証拠書33～34】は、市のホームページ上では公表されていない【証拠書9】。

春日井市長 〇〇は、令和5年9月26日の市議会の一般質問において、PFOS及びPFOAについて「引き続き水質検査の結果を公表するとともに、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。」【証拠書35】と答弁している。この「引き続き水質検査の結果を公表するとともに」【証拠書35】の意味するところを素直に解すれば、この答弁がされた令和5年9月26日以前も水質検査の結果を全て公表してきたということである。だが、現在において、公表されていない結果もあるのは事実【証拠書3～4】【証拠書6～8】【証拠書9】【証拠書33～34】である。

つまり、春日井市長は、国の暫定目標値越えの事実【証拠書3～4】【証拠書6～8】があり、その報告を受け【証拠書33～34】、且つ、市のホームページ上で公表されていない【証拠書9】ことを認識できる状況でありながら、「引き続き水質検査の結果を公表するとともに」【証拠書35】と、市議会で明白な虚偽の答弁をしたのである。

八 PFOS及びPFOAに関する春日井市のページに、事実と異なる記述がある。

詳細は後述するが、PFOS及びPFOAに関する春日井市のページに、事実と異なる記述がある【証拠書 36】。

九 時系列による事実の整理

では、これまで二から八で述べてきたことを、証拠書と照らし合わせて、時系列で事実を整理する。

- i 《令和5年8月1日以前》春日井市の水道におけるPFOS及びPFOAの検査で国の暫定目標値を超えたのは、町屋第3水源と町屋第6水源であり、市のホームページ上でも公開している【証拠書 9】。
- ii 《令和5年8月1日・2日》有機フッ素化合物の現在の状況について、それぞれ副市長・市長と上下水道局及び配水管理事務所の〇〇部長・〇〇所長との調整が行われた。その中で、副市長とは、町屋第3水源及び町屋第6水源を止めることが検討され、市長からは、「検査の結果が分かったらすぐに報告してください」と要望があった【証拠書 24】。
- iii 《令和5年8月7日》令和5年8月1日採水のPFOS及びPFOAの検査の速報がもたらされた。その結果、町屋第3水源と町屋第6水源が、それぞれ60ng/l・56ng/lと、国の暫定目標値=50ng/lを超えたことがわかった【証拠書 25】。
- iv 《令和5年8月8日》前日の速報を受け、PFOS及びPFOAの追加検査の打合せが春日井市配水管理事務所で、受託者も参席したうえで行われた。その内容は、追加のPFOS及びPFOAの検査の受入れ時期や、追加検査に伴う契約変更などについてであった【証拠書 25】【証拠書 26】。
また、前日の速報の結果【証拠書 25】が春日井市長に報告された【証拠書 33】
- v 《令和5年8月15日》PFOS及びPFOAの追加検査が、契約変更ではなく、別契約として行われることになった【証拠書 28 ※〇〇主査の押印があるメモ書き】。そのため、歳出執行管理表が起案【証拠書 18】され、受託者を含め3社に見積もりが依頼された。
- vi 《令和5年8月18日》春日井市は、本来の受託者であった△△と、水質検査業務委託(PFOS/PFOA)の件名で別契約を締結【証拠書 19】した。その請負金額は、224,400円であった。

vii 《令和5年8月21日～同年8月29日》令和5年8月21日に町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源で採水され、PFOS及びPFOAの追加検査が行われた。その結果、町屋送水場が18ng/ℓ、町屋第3水源が32ng/ℓ、町屋第6水源が47ng/ℓという内容が受託者より春日井市に令和5年8月29日付で報告された。【証拠書11】【証拠書12】【証拠書13～16】※証拠書13～16は、証拠書12の添付資料である。

viii 《令和5年9月1日》春日井市長に「令和5年8月1日」採水と、「令和5年8月21日」採水のPFOS及びPFOAの検査結果が報告された【証拠書34】。その際、「令和5年8月1日」欄に、「※ 第4水源の水中ポンプ停止にともなう取水量調整中の結果です。(調整日7月28日、第3水源：△42% 第6水源：△46%)」と、※が付された【証拠書34】。

ix 《令和5年9月1日から、現在に至るまで》春日井市は、PFOA及びPFOSについて、その水質検査の結果をホームページ上で公表している【証拠書9】。

令和5年8月の検査結果は、町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源については、令和5年8月21日採水分の、それぞれ18ng/ℓ・32ng/ℓ・47ng/ℓという結果を公表している【証拠書9】。反面、令和5年8月1日に採水した町屋送水場24ng/ℓ・町屋第3水源60ng/ℓ・町屋第6水源56ng/ℓという結果【証拠書3～8】を、春日井市は現在においても、市のホームページ上に公表していない【証拠書9】。

また現在、PFOS及びPFOAに関する春日井市のホームページには、事実と異なる記載がある【証拠書36】

x 《令和5年9月26日》春日井市長は、春日井市議会の一般質問において、PFOS及びPFOAに関して、「引き続き水質検査の結果を公表するとともに」【証拠書35】と答弁した。だが、前述八や前述九iv・前述九vii・前述九ixで述べたように、春日井市長は令和5年8月にPFOS及びPFOAの水質検査において国の暫定基準値を越えたことを同年8月8日と同年9月1日に報告として受けながら【証拠書33～34】、現在においても、その事実は公表されていない【証拠書9】。

十、問題点の整理

では、今まで述べてきた事実から、問題点を整理していく

i PFOS及びPFOAの水質検査の結果、国の暫定基準値を超えていた

にも関わらず、市のホームページ上に公表していない問題。

春日井市は、水道水におけるPFOA及びPFOSの水質検査結果を令和3年4月から実施し、令和5年7月末日時点までは、国の暫定目標値を超えた検査結果であっても、市のホームページ上に素直に公表してきた経緯がある【証拠書9】。

しかし、令和5年8月1日に採水された町屋第3水源 60ng/ℓ・町屋第6水源 56ng/ℓ、と国の暫定目標値を超えた事実【証拠書5～8】を春日井市は公表していない【証拠書9】。市が公表しなかった理由は、令和5年8月1日時点で町屋第4水源が故障して水中ポンプが停止していたことにより、町屋第3水源が42%減、町屋第6水源が46%減の取水量調整をしていたこと【証拠書24】【証拠書34】にあると十分に推測できる。

だが、請求者は、取水量調整をしていた事実【証拠書24】【証拠書34】が国の暫定目標値を超えた事実【証拠書5～9】を公表しない正当な理由にならないと考える。というのは、前述一で述べた通り、有機フッ素化合物は既に社会問題であり、住民は、その住んでいる地域の状況を的確に知る権利があるからである。本件のように、国の暫定目標値を超えた事実【証拠書5～9】を、市の一方的な判断・理由付けで公表しないことは、有機フッ素化合物に対する社会的関心や市民の関心の広がりから見ても、決して許されないことであり、問題である。

むしろ、本件でいえば、「※ 第4水源の水中ポンプ停止にともなう取水量調整中の結果です。(調整日7月28日、第3水源：△42% 第6水源：△46%)」【証拠書34】などの文言を付して、市のホームページ上に公表すべきであると請求者は考える。

- ii 春日井市が令和5年8月18日に△△と締結した、「件名：水質検査業務委託(PFOS/PFOA)」契約の問題。

春日井市が令和5年8月18日に△△と締結した、「件名：水質検査業務委託(PFOS/PFOA)」契約にも問題があるので、それもいくつかの項目にわけて、整理して説明する。

- ii-1 春日井市は『別契約』に基づいて得られた、国の暫定目標値を下回ったPFOS及びPFOAの結果を市のホームページ上に公表した。

春日井市は、令和5年8月18日に△△と「件名：水質検査業務委託(PFOS/PFOA)」として、新たな契約を締結した【証拠書19】(以下、『別契約』)。その直後の令和5年8月21日に採水してPFOS及び

PFOAの検査をした結果、国の暫定目標値を下回り、市のホームページ上にも公表した。【証拠書 9】【証拠書 11～16】

後述するが、『別契約』【証拠書 19】は、無効であり、水質検査の質を保証するのに、極めて不安定な内容の契約である。このような契約に基づいた検査結果を公表すること自体に問題があり、ましてや令和5年8月に関しては、国の暫定目標値を超えた事実を公表しないまま、再度検査し、国の暫定目標値を下回った結果のみを公表していることに問題がある。

ii-2 PFOS及びPFOAの追加検査は、委託契約約款からいっても、契約変更の手続きをもって行うべきであったことは、春日井市も受託者も認識していた。

春日井市は、国の暫定目標値越えが速報された【証拠書 25】翌日の令和5年8月8日に、PFOS及びPFOAの検査の追加依頼について、受託者も交えて打合せをした【証拠書 26】。その中で、「(2) PFOS及びPFOA試料の追加依頼は可能か⇒追加依頼試料の受入れは可能。検査予定月での複数回資料受領は想定内。」「(3)(2)に伴う既存契約の変更の受入れは可能か。当初契約の内訳単価に、新たな追加数量を乗じた契約変更を想定している。⇒提案内容の受入れは可能」「(4)(3)変更契約の締結時期については、今後の数量変更を見据え、契約変更手続きは年度末としたい。⇒了解した。他市の契約でも同様に手続きを実施しており、支障ない。」【証拠書 26】などと、従来の令和5年度水質検査業務委託契約【証拠書 22】の契約変更によって、PFOS及びPFOAの追加検査を行おうとしていた。

これは、本来の水質検査業務委託契約【証拠書 22】の委託契約約款【証拠書 29】第19条や第25条や第30条などに、業務委託料の変更や設計図書の変更(この場合は、PFOS及びPFOAの追加検査)など、いわゆる契約変更の手続き等に関する規定があり、それを踏まえての協議が行われたことが分かる【証拠書 26】。このことから、PFOS及PFOAの追加検査するためには、市も受託者も本来の水質検査業務委託契約【証拠書 22】の契約変更の手続きが必要であることを認識していたのは明白である。

ii-3 PFOS及びPFOAの追加検査のための契約変更が行われず、『別契約』が締結された。

しかし、結果的には、本来の水質検査業務委託契約【証拠書 22】の契約変更は行われず、「件名：水質検査業務委託(PFOS/PFOA)として、請書をもって『別契約』が春日井市と受託者である△△の間で締結された

【証拠書 19】。

請書は、春日井市契約規定第 30 条第 2 項に規定があり、春日井市契約に係る標準書式等に関する規程に第 2 号様式として定められている。

このように、もともと、契約変更の手続きを進めていたはずが、令和 5 年 8 月 15 日になって「追加検査について、水質検査業務委託内での試料数量の変更ではなく別契約での対応とします。」【証拠書 28※〇〇主査の押印があるメモ書き】となり、同じ日に歳出執行管理表【証拠書 18】が起案され、数社から見積もりした後に、8 月 18 日付で『別契約』【証拠書 19】が締結された。つまり、本来、契約変更による追加検査であるべきところを、別契約を締結することで、市は P F O S 及び P F O A の追加検査を実施したのである。

- ii-4 『別契約』は、本来の水質検査業務委託契約の契約変更の手続きを経て締結されていない。故に地方自治法第 2 条 16 項 17 項によって無効である。

本来の水質検査業務委託契約【証拠書 22】における契約変更の手続きは、委託契約約款【証拠書 29】で定められており、本件において本来の契約変更手続きをするならば、以下の手順に進めなければならなかった。

- (1) ①委託契約約款【証拠書 29】第 19 条及び第 30 条により、P F O S 及び P F O A の検体数の変更 ②委託契約約款【証拠書 29】25 条により、業務委託料の変更を、市と受託者が協議する。

- (2) 委託業務約款【証拠書 29】第 25 条但し書き及び第 30 条但書により、協議開始から 14 日以内に協議が整わない場合は、市が検体の変更数と業務委託料の変更額を定めて受託者へ通知する。

- (3) 春日井市契約に係る標準書式等に関する規程の第 3 号様式にある、「委託変更契約書」に変更した内容を記載して、市と受託者が契約を締結した上で、P F O S 及び P F O A の追加検査を行う。

ところが、本件の場合、協議が開始された令和 5 年 8 月 8 日【証拠書 26】から 7 日経過した同年 8 月 15 日には、「別契約での対応とします。」【証拠書 28 ※〇〇主査の押印があるメモ書き】として、結果、令和 5 年 8 月 18 日付で請書として『別契約』【証拠書 19】が締結された。

これら、一連の流れを見ても、本来の水質検査業務委託契約【証拠書 22】が委託業務約款【証拠書 29】で定めた契約変更手続きを経ないで、別契約

【証拠書 19】を締結したことには、問題がある。地方自治法第 2 条 16 項は「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と定め、同法第 2 条 17 項は「前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。」とある。本来の水質検査業務委託契約【証拠書 22】や委託業務約款【証拠書 29】は、春日井市契約規則と春日井市契約に係る標準書式等に関する規定に準じた様式で締結されており、市からすれば、本件において、本来の水質検査業務委託契約【証拠書 22】による契約変更手続きを経ずに新たな水質検査業務委託契約【証拠書 19】を結ぶことは、法令に違反して事務を処理することであり、よって、その結果として締結された『別契約』【証拠書 19】は、無効である。

ii-5 『別契約』の、水質検査業務委託契約としての問題は、委託契約約款や仕様書の定めに捉われないのだから、極めて水質検査の安全性が不安定で担保されないこと

また、『別契約』【証拠書 19】は、水質検査業務委託契約としての問題も有している。

本来の水質検査業務委託契約【証拠書 22】は、「別添約款により契約を締結し、」とあるように、委託契約約款【証拠書 29】があり、その委託契約約款【証拠書 29】第 1 条にある「設計図書」として、「水質検査業務委託仕様書 令和 5 年度 春日井市上下水道部 配水管理事務所」【証拠書 30】（以下、令和 5 年度水質検査仕様書）がある。

一方で、『別契約』【証拠書 19】は、件名が「水質検査業務委託（PFOS/PFOA）」となっている点から、契約の性質が水質検査業務委託であることは、明白であるが、本来の水質検査業務委託契約【証拠書 22】のように、「別添約款により契約を締結し、」といった文言があるわけでないのだから、委託契約約款や設計図書としての仕様書の定めによらずに運用しても良いと考えるのが素直である。実際に、令和 5 年 8 月 15 日の日付で「追加検査について、水質検査業務委託内での試料数量の変更ではなく別契約での対応とします。委託打合せ簿の作成について、水質検査業務委託の内容に変更がないため不要とします」【証拠書 28 ※〇〇主査の押印があるメモ書き】とあるが、これは契約変更ならば、令和 5 年度水質検査仕様書【証拠書 30】の表紙を含めた 3 ページ目にある「カ 打合せ記録簿 委託内容について確認の打合せを実施し記録簿を提出すること」の規定に基づいて委託打合せ簿を作成・提出しなければならないところ、請書によって別契約を締結をすれば、約款や仕様書の定めに縛られる必要性は無いので、委託打合せ簿も不要としたのである。

そもそも、本来の水質検査業務委託契約【証拠書 22】は、令和 5 年度春

日井市水道水質検査計画【証拠書 31】に基づいて、法令に即して締結されたものである。そして、本件においては、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保障するために不可欠なものとするためにも、委託契約約款【証拠書 29】や令和 5 年度水質検査仕様書【証拠書 30】の定めがあるのだから、『別契約』【証拠書 19】が、それらの定めによって運用されないことは、極めて水質検査の安全性が不安定で担保されない水質検査業務委託契約と言わざるを得ない。実際に、『別契約』【証拠書 19】においては、証拠書 28 の〇〇主査の押印によるメモ書きが示すように、契約変更でない別契約であることを理由に、令和 5 年度水質検査仕様書【証拠書 30】の定めにある、委託打合せ簿の作成をしないという、いわば委託契約約款【証拠書 29】や仕様書【証拠書 30】の定めには捉われない運用が行われていたのも事実である。

- iii 春日井市長が P F O S 及び P F O A の水質検査結果について、公表されていない事実があるのに、市議会において「引き続き水質検査の結果を公表するとともに」と明白な虚偽の答弁をしたこと。

前述七で述べたとおり、春日井市長が、国の暫定目標値越えの事実【証拠書 3～4】【証拠書 6～8】があり、その報告を受け【証拠書 33～34】、且つ、市のホームページ上で公表されていない【証拠書 9】ことを認識できる状況でありながら、P F O S 及び P F O A について「引き続き水質検査の結果を公表するとともに」【証拠書 35】と、市議会で答弁したことは、明白な虚偽であり問題である。

また、この明白な虚偽の状態は、未だに国の暫定目標値越えの事実【証拠書 3～4】【証拠書 6～8】を公表していない【証拠書 9】ことから、現在においても継続中であることも問題である。

- iv P F O S と P F O A に関する市のホームページにおいて、事実と異なる記載があること。

春日井市の「本市の水道水における有機フッ素化合物(P F A S)について」というタイトルのページに以下の表記がある。

「令和 4 年 8 月から 9 月に実施した水質検査では、町屋水源の一部の井戸水において、P F O S 及び P F O A が含まれていることを確認しました。」【証拠書 36】

後述十一 iv で詳しく述べているが、この記述は明らかに事実と違うので、

問題である。

十一 本件に係って認められる 財務会計上の違法又は不当な行為。

今まで述べてきた事実及び問題点の整理から、本件に係って認められる財務会計上の違法又は不当な行為を抽出していく。

- i 《不当な契約の締結》適法な手続きによらず、『別契約』【証拠書 19】が締結されたこと。

本来の水質検査業務委託契約【証拠書 22】には、「別添約款により契約を締結し、」という文言があり、その別添約款にあたる委託契約約款【証拠書 29】に、契約変更の手続きについて規定されている。しかし、前述十 ii-4 で述べたとおり、『別契約』【証拠書 19】は、本来の契約変更手続きに則らずに締結されたものであるから、地方自治法第 2 条 17 項により無効である。

また、『別契約』【証拠書 19】は、「件名：水質検査業務委託(PFOS/PFOA)」となつてはいるものの、本来の水質検査業務委託契約【証拠書 22】による契約変更手続きに基づかない別契約として締結されたため、委託契約約款【証拠書 29】や令和 5 年度水質検査仕様書【証拠書 30】の定めに捉われずに運用された【証拠書 28 ※〇〇主査の押印によるメモ書き】。その結果、『別契約』【証拠書 19】は、水質検査の質が担保されない恣意的な運用が許されるものとなるため、その契約締結は不当なものである。

- ii 《不当な公金の支出》本来、無効である『別契約』【証拠書 19】によって、公金の支出がされたこと。

前述十 ii-4 で述べたとおり、『別契約』【証拠書 19】は、無効又は不当な契約締結なのだから、それに伴って支出された 224,400 円【証拠書 19】は、不当な公金の支出であることは、当然の帰結である。

- iii 《不当な契約の締結に付随して》①国の暫定基準越えという PFOA 及び PFOS の水質検査の重大な結果が、市のホームページで公表されていないこと。且つ、②適法な契約変更手続きによらず、極めて水質検査の安全性が不安定で担保されない『別契約』【証拠書 19】による、水質検査の結果が公表されていること。それらによって、③春日井市長が市議会で PFOS 及び PFOA に関して答弁した「引き続き水質検査の結果を公表

するとともに、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。」が現在でも明白な虚偽のまま、実行されていないこと。

現在、春日井市のホームページ上に公表されている P F O S 及び P F O A の検査結果は、令和 5 年 8 月の町屋送水場・町屋第 3 水源・町屋第 6 水源だけは、『別契約』【証拠書 19】に基づいて行われた水質検査の結果【証拠書 11～16】を公表している【証拠書 9】。だが、この水質検査は、前述十 ii-5 で述べたように、適切な契約変更手続きを経ずに、『別契約』【証拠書 19】が締結された故に、極めて水質検査の安全性が不安定で担保されないものであった。

故にこのような信頼性の極めて低い検査結果を市のホームページ上で公表していること自体、『別契約』【証拠書 19】が適法な手続きによらず、不当な契約締結であることに付随して、財務会計上の不当な行為と言わざるを得ない。

また、令和 5 年 8 月に、本来の水質検査業務委託契約【証拠書 22】によって検査された町屋送水場・町屋第 3 水源・町屋第 6 水源の P F O S 及び P F O A の結果【証拠書 3～8】が、市のホームページ上で公表されていない【証拠書 9】が、これは、『別契約』【証拠書 19】に基づいて行われた水質検査の結果【証拠書 11～16】を公表しているためと推察できる。しかし、公表されていない結果【証拠書 3～8】のうち、町屋第 3 水源と町屋第 6 水源は、それぞれ、60ng/ℓ 56ng/ℓ という国の暫定目標値を超えた結果が出ているにも関わらず、未だに市のホームページで公表されていないことは、春日井市長が市議会において、「引き続き水質検査の結果を公表するとともに、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。」【証拠書 35】と答弁したことが明白な虚偽のまま実行されていない状態である。

それに加え、『別契約』【証拠書 19】に基づいて行われた水質検査の結果を公表したが故に、証拠書 3～8 の結果を公表しなかったとすれば、それは、『別契約』【証拠書 19】の締結と履行が不当なものである以上、それに付随して、町屋送水場・町屋第 3 水源・町屋第 6 水源の P F O S 及び P F O A の結果【証拠書 3～8】が、市のホームページ上で公表されていない【証拠書 9】ことは、財務会計上の不当な行為と言える。

iv 《不当な契約の締結に付随して》 P F O S と P F O A に関する市のホームページにおいて、事実と異なる記載があること。

春日井市のホームページに「本市の水道水における有機フッ素化合物 (P F A S) について」というタイトルのページ(以下、当該ページ)があり、その記述に以下のようなものがある。

「令和4年8月から9月に実施した水質検査では、町屋水源の一部の井戸水において、P F O S 及びP F O A が含まれていることを確認しました。」【証拠書 36】

確かに、市が公表しているP F O S 及びP F O A の結果では、令和4年8月に町屋第3水源で、令和4年9月に町屋第3水源で、国の暫定基準値を超えていることが明白【証拠書 9】なので、この「P F O S 及びP F O A が含まれている」の意味するところが、国の暫定基準値を超えていることなら、一部正しいと言えるが、令和5年5月にも、町屋第6水源で国の暫定基準値を超えていることを述べていないのだから、結果的には事実と異なる記述になっているのは明白である。

また、「P F O S 及びP F O A が含まれている」を素直に読めば、少しでもP F O S とP F O A が含まれているのであれば、10ng/ℓだろうが、20ng/ℓだろうが、「P F O S 及びP F O A が含まれている」のであるから、証拠書 9 に見る結果からしても、この記述は、事実とは異なるのは明白である。

特に令和5年8月に関しては、既に述べてきたように、国の暫定基準値を超えた結果【証拠書 3～8】が公表されず、『別契約』【証拠書 19】によって検査された結果【証拠書 11～16】が公表【証拠書 9】されている点では、事実と異なるのは明白であり、不当な契約の締結と履行に伴った結果なのだから、この記述は、財務会計上の不当な行為と言える。

十二 市は、本件において、どういう措置をすべきか。

ここでは今までに、明らかにしてきたことをまとめ、本件でどういう措置をすべきかを述べる

- i 春日井市長 ○○及び配水管理事務所 ○○所長・○○所長補佐、・○○主査及び上下水道経営課○○主査は、連帯して、計 224,400 円を春日井市に返納すること。

『別契約』【証拠書 19】により支出された計 224,400 円は、前述十一 ii で述べたとおり、財務会計上の不正な支出であり、それによって春日井市が損害を被っていることは明白である。しかし、『別契約』【証拠書 19】が無効だからと言って、受託者である△△に 224,400 円の返還を求めることは、妥当ではない。むしろ、本件においては、『別契約』【証拠書 19】の締結と履行に関わった市職員に、春日井市が被った損害を求めるのが妥当である。

そもそも、本来の契約変更ではなく、別契約で対応することになった初出は、証拠書 28 にある「8/15、追加検査について、水質検査業務委託内での試料数量の変更ではなく別契約での対応とします。委託打合簿の作成について、水質検査業務委託の内容に変更がないため不要とします。所長へ報告済み」【証拠書 28】という〇〇姓の押印のあるメモ書きである。従って、〇〇主査が『別契約』【証拠書 19】の締結と履行に関わっていることは明白である。加えて、そのメモには、「所長へ報告済み」の文言があり、ここから、〇〇所長が『別契約』【証拠書 22】の締結・履行に関わっていることが明白である。

また、8月15日付の歳出執行管理表【証拠書 18】には、「〇〇主査と協議済」というメモ書きがあり、それが添付されていた支出行為負担決議書【証拠書 20】にも主査欄に「〇〇」という印も押されていることから、上下水道経営課の〇〇主査も『別契約』【証拠書 19】の締結・履行に関わっていることは明白である。

そして、〇〇所長補佐は、8月8日の打ち合わせ【証拠書 26】に参席しており、その内容の一部が実際に『別契約』【証拠書 19】締結後に、履行されていることから、『別契約』【証拠書 19】の履行に関わっていることは明白である。

春日井市長においては、『別契約』【証拠書 19】に契約締結者として名を連ねていることから、その締結に関わっていると言える。また、春日井市長は、検査結果の報告を受け、国の暫定基準値を超えている事実【証拠書 33～34】を知っていたにもかかわらず、それを公表していない事実【証拠書 9】を事実上黙認しつつ、市議会で「引き続き水質検査の結果を公表するとともに」【証拠書 35】と明白な虚偽の答弁までしていたのだから、『別契約』【証拠書 19】の履行に関わっていたと言える。

以上から、春日井市長、配水管理事務所 〇〇所長・〇〇所長補佐・〇〇主査及び上下水道経営課〇〇主査は、連帯して 224,400 円を春日井市に返納する措置が妥当と言える。

- ii 春日井市長は、PFOS及びPFOAについて、令和5年8月1日に町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源から採水して得られた、それぞれ 24ng/ℓ 60ng/ℓ 56ng/ℓ という結果を、当時の採水時の条件も付して市のホームページ上で公表すること。

前述十一iiiで述べたように、令和5年8月の町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源におけるPFOS及びPFOAの水質検査結果について、春日井市は現在、『別契約』【証拠書 19】に基づいて得られた結果を公表しているが、『別契約』【証拠書 19】は、適切に契約締結されておらず、本来無

効であり、且つ、水質検査の質も保障されていないのだから、その検査結果を市のホームページに公表することは不適切である。その上、通常とは採水時の条件が違っていた【証拠書 34】とはいえ、国の暫定目標値越えという重大な事実【証拠書 5～9】を公表していないことは、請求者をはじめとした市民にとって事実を知ることができない不利益を被ることなのだから、本来の水質検査業務委託契約【証拠書 22】による結果である、町屋送水場 24ng/ℓ・町屋第 3 水源 60ng/ℓ・町屋第 6 水源 56ng/ℓという結果【証拠書 5～9】を、当時の採水時の条件【証拠書 34 ※第 4 水源の水中ポンプ停止にともなう取水量調整中の結果です。(調整日 7 月 28 日、第 3 水源:△42%、第 6 水源:△46%)】も付して公表する措置をすべきである。

iii 市のホームページの P F O S 及び P F O A に関する表記を事実在即した内容に修正する措置をとること。

前述十一 iv で述べた通り、P F O S と P F O A に関する市のホームページにおいて、事実と異なる記載があるので、修正する措置を講じなければいけない。例えば、市のホームページにある「本市の水道水における有機フッ素化合物(P F A S)について」というタイトルのページの、以下の記述を次のように修正するなどである。

〔修正前〕「令和 4 年 8 月から 9 月に実施した水質検査では、町屋水源の一部の井戸水において、P F O S 及び P F O A が含まれていることを確認しました。」【証拠書 36】

〔修正後(例)〕「令和 4 年 8 月と 9 月、令和 5 年 8 月、令和 6 年 6 月に実施した P F O S 及び P F O A の水質検査では、町屋水源の一部の井戸水において、国の暫定基準値である 50ng/ℓを超えた値が検出されました。」

十三 結語及び行為から一年を経過していない証明。

以上の理由から、請求者は、春日井市に対して措置の請求を行うものである。なお、この請求は、

- ・『別契約』【証拠書 19】の締結日が令和 5 年 8 月 18 日であること。
- ・国の暫定目標値越えの事実の一部が現在も公表されていないこと【証拠書 9】
- ・市のホームページに P F O S 及び P F O A に関して事実と違う記載が現在も続いていること【証拠書 36】

という理由から、行為から一年を経過していないので、正当な理由がある。

十四 補足(本件本文の読み方に対する補足)

本請求書においては、請求者の主張がどの証拠書類が証明するのかを分かりやすくし、また、前述した記述や後述する記述がどこの記述に当てはまるのか、工夫している。その例を本件本文中から挙げるので、監査委員は本文を読むときに、以下の例を参照いただきたい。

《証拠書類の例》

本件本文・・・・・・・・《令和5年8月18日》春日井市は、本来の受託者であった△△と、水質検査業務委託(PFOS/PFOA)の件名であらたな契約を締結した。その請負金額は、224,400円であった。【証拠書19】

意味するところ・・「令和5年8月18日に春日井市は、本来の受託者であった△△と、水質検査業務委託(PFOS/PFOA)の件名であらたな契約を締結した。その請負金額は、224,400円であった。」ことを証明するのは、別紙事実証明書にある証拠書19である。

《前述した記述の例》

本件本文・・・・・・・・ 前述十一iiiで述べたように

意味するところ・・・・前に、「十一、本件に係って認められる財務会計上の違法又は不当な行為。」の「iii《不当な契約の締結に付随して》国の暫定基準越えというPFOA及びPFOSの水質検査の重大な結果が、市のホームページで公表されていないこと。且つ、適法な契約変更手続きによらず、極めて水質検査の安全性が不安定で担保されない『別契約』【証拠書19】による、水質検査の結果が公表されていること。」で述べたように、を意味する。

2 請求者

住 所 春日井市〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 原田 芳裕

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和 6 年 8 月 14 日

(宛先)春日井市監査委員

別紙事実証明書(件名のみ記載)

- 証拠書 1 ……公文書開示請求書 2023 年 12 月 25 日付 同年 12 月 27 日付の春日井市配水管理事務所の受付印アリ
- 証拠書 2 ……公文書一部開示決定通知書 5 春配管第 354 号
- 証拠書 3 ……文書番号 5 春配管第 180 号
- 証拠書 4 ……令和 5 年度水質検査業務委託(PFOS 及び PFOA)
- 証拠書 5 ……水質検査結果書 令和 5 年 8 月 1 日採水 町屋送水場
- 証拠書 6 ……水質検査結果書 令和 5 年 8 月 1 日採水 町屋第 3 水源
- 証拠書 7 ……水質検査結果書 令和 5 年 8 月 1 日採水 町屋第 6 水源
- 証拠書 8 ……分析野帳(受入日 2023/8/1)
- 証拠書 9 ……令和 6 年 6 月末日現在において、春日井市がホームページ上で公表している有機フッ素化合物(PFOS 及び PFOA)の水質検査結果
- 証拠書 10 ……PFOS 及び PFOA に関する検討について(水道関係)
- 証拠書 11 ……速報値について(報告)
- 証拠書 12 ……水質検査結果について(報告)
- 証拠書 13 ……水質検査結果書 令和 5 年 8 月 21 日採水 町屋送水場
- 証拠書 14 ……水質検査結果書 令和 5 年 8 月 21 日採水 町屋第 3 水源
- 証拠書 15 ……水質検査結果書 令和 5 年 8 月 21 日採水 町屋第 6 水源
- 証拠書 16 ……分析野帳(受入日 2023/8/21)
- 証拠書 17 ……公文書一部開示決定通知書 6 春上下経第 126 号
- 証拠書 18 ……歳出執行管理表(配水管理事務所)
- 証拠書 19 ……請書 件名：水質検査業務委託(PFOS/PFOA)
- 証拠書 20 ……支出負担行為決議書 水質検査業務委託(PFOS/PFOA)
- 証拠書 21 ……支出負担行為決議書 水質検査業務委託(配水管理事務所)
- 証拠書 22 ……委託契約書
- 証拠書 23 ……公文書一部開示決定通知書 6 春配管第 72 号
- 証拠書 24 ……市長副市長調整メモ
- 証拠書 25 ……速報値について(報告) 令和 5 年 8 月 7 日付

証拠書 26……打合せ記録 R 5. 8. 8 作成
証拠書 27……FW:【調査課 ○○課長 様】本日の打合せ記録について。(春日井市配水管理事務所 ○○)
証拠書 28……打合せ記録 R 5. 8. 8 作成
証拠書 29……委託契約約款
証拠書 30……水質検査業務委託仕様書 令和 5 年度 春日井市上下水道部 配水管理事務所
証拠書 31……令和 5 年度春日井市水道水質検査計画
証拠書 32……公文書開示請求書 令和 6 年 7 月 8 日付
証拠書 33……令和 5 年 8 月 8 日現在 有機フッ素化合物(PFOS/PFOA)の水質検査結果と今後の予定(令和 5 年度)
証拠書 34……令和 5 年 9 月 1 日現在 有機フッ素化合物(PFOS/PFOA)の水質検査結果と今後の予定(令和 5 年度)
証拠書 35……令和五年度第 4 回春日井市議会定例会 会議録コピー
証拠書 36……「本市の水道水における有機フッ素化合物(PFAS)について」